

# 社会保険ひろしま

第877号

- 電子申請にて資格喪失のお手続きをいただく際の健康保険被保険者証について
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬の取扱いについて
- 届出作成プログラムをご利用中の方へ
- 新たに入社された方へ、国民年金口座振替辞退手続きの周知にご協力ください
- 出張相談所開設のご案内（10月）その他
- 経済産業省「健康経営優良法人2022」に申請しましょう！
- 令和3年度 被扶養者資格再確認にご協力をお願いします
- 退職後の保険証回収をお願いします



職場内で回覧して下さい

## 広島県の状況

令和3年7月末

|        |    | 厚生年金     | 健康保険     |
|--------|----|----------|----------|
| 適用事業所数 |    | 80,556   | 56,485   |
| 船舶所有者数 |    | 268      | 344      |
| 被保険者数  | 男性 | 513,839人 | 389,861人 |
|        | 女性 | 275,747人 | 222,341人 |
|        | 船員 | 52,096人  | 48,966人  |

# 日本年金機構からのお知らせ

## 電子申請にて資格喪失のお手続きをいただく際の健康保険被保険者証について

「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届/70歳以上被用者不該当届」を届出いただく際には健康保険被保険者証（以下、「健康保険証」という。）の添付が必要です。なお、電子申請にて届出いただいた場合は同時提出ができない為、回収できた健康保険証から速やかに郵送いただくようお願いします。郵送の際には、電子申請の到達番号がわかる画面を印刷のうえ、健康保険証等と併せて送付してください。また、**郵送中に封筒が破れないよう、健康保険被保険者証を紙に包むなどご配慮をお願いいたします。**

※ 高齢受給者証、健康保険特定疾病療養受給者証、健康保険限度額適用・標準負担額認定書が交付されている場合は、健康保険証と併せてご郵送ください。

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で報酬が著しく下がった場合の厚生年金保険等標準報酬月額の特例改定の対象が拡大となり、令和3年8月から12月に報酬の低下があった方も対象となりました。月額変更届（特例改定用）に申立書を添付し、令和4年2月28日（必着）までに管轄の年金事務所に申請してください。

特例の詳しい要件や内容については、日本年金機構ホームページをご確認ください。

## 届書作成プログラムをご利用の方へ

申請する前に届書作成プログラムのバージョンが最新であることの確認をお願いします。

最新版のダウンロードと更新手順は日本年金機構HP（下記QRコード）をご参照ください。

現在の最新版は、令和3年7月9日に掲載した届書作成プログラム（Ver24.02）ですので、届書作成プログラム（Ver.24.01以前）をご利用のお客様は、最新版の届書作成プログラムへの更新をお願い致します。

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



## 新たに入社された方へ、国民年金口座振替辞退手続きの周知にご協力ください

就職したことにより、国民年金第1号被保険者が厚生年金保険に加入となった場合、国民年金保険料の口座振替は停止となりますが、厚生年金保険の加入手続きの時期によっては、就職した月以降の国民年金保険料が引き落とされる場合があります。

なお、「国民年金保険料 口座振替辞退申出書」を速やかにご提出いただくことで、口座引き落としを停止できる場合があります。新たに入社・厚生年金保険に加入される方に対し、お手続きの周知にご協力をお願いします。

## 年金委員を募集しています

年金制度に関する仕組みや各種手続き方法など、他の従業員が知りたい年金の情報や知識を有する従業員が職場内にいることは、とても心強いものです。『職域型』年金委員は、こうした期待に応えるための職場と年金事務所を結ぶパイプ役となります。

※年金委員とは、厚生労働大臣から委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の事業について、会社や地域で啓発、相談、助言などの活動を行う役割を担っている者で、令和2年度末現在、全国で約11万7千人の方々にご活躍いただいています。

年金委員は、定期的にお知らせを受け取ったり、委員限定の研修会に参加することができます。

この機会にぜひ年金委員への登録をご検討いただき、必要な手続きは、日本年金機構ホームページやお近くの年金事務所にてご確認ください。



◆ 出張相談所開設のご案内（10月） ※開催の有無につきましては、事前に年金事務所にご確認ください。

| 市 町   | 日 時       | 会 場         | 予約制の有無                                       |   |
|-------|-----------|-------------|--|---|
|       |           |             | ① 予約の受付締め                                    | ② 予約先及び電話番号   |
| 大竹市   | 毎週火曜日     | 10:00~15:30 | 大竹商工会議所                                      | <b>予約制 ※1</b><br>① 相談日の前々日の午前中<br>② 広島西年金事務所<br>☎082-535-1505 |
| 竹原市   | 10月13日(水) | 10:00~15:30 | 人権センター1階会議室<br>(竹原市中央5-5-17)                 | <b>予約制 ※1</b><br>① 相談日の前々日の午前中<br>② 呉年金事務所<br>☎0823-22-1691   |
| 尾道市   | 毎週火・木曜日   | 10:00~15:30 | 尾道市役所本庁舎2階<br>多目的スペース3                       |   |
| 尾道市因島 | 毎週月曜日     | 10:00~15:30 | 因島総合福祉保健センター<br>はっさく交流館(旧田熊中学校)<br>3階第1・2相談室 | <b>完全予約制 ※1</b><br>① 相談日の前日の午前中<br>② 三原年金事務所<br>☎0848-63-4111 |
| 尾道市向島 | 毎週金曜日     | 10:00~15:30 | 尾道市向島支所<br>1階相談待合室                           |   |
| 大崎上島町 | 10月19日(火) | 10:00~15:30 | 大崎上島町<br>東野保健福祉センター                          |   |
| 庄原市   | 10月20日(水) | 10:00~15:00 | 庄原市役所東城支所                                    | <b>予約制 ※1</b><br>① 相談日の前日<br>② 三次年金事務所<br>☎0824-62-3107       |

※1 各年金事務所への予約申し込みは電話音声案内の「1」の後に「2」を押してください。

◆ 年金事務所では年金の予約相談を行っています。是非ご利用ください。

ご予約いただくと、お客様のご都合に合わせてスムーズに相談できます。またご相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します。

**予約申し込みは「予約受付専用電話」へ！0570-05-4890**

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。

◆ 届書等の広島広域事務センター直送のお願い

事務センターでは、届出いただいた届書の審査、入力処理、発送業務を一括して行っています。少しでも早くお客様に保険証や通知書等をお届けするため、事務センターへの直送をお願いします。  
送付先：〒730-8602 広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル  
日本年金機構 広島広域事務センター

◆ 手話による年金相談のご案内 ※開催の有無につきましては、事前に年金事務所にご確認ください。

| 会 場      | 日 時       | ○毎月第二土曜日（13時～16時）は広島県内の年金事務所への事前申し込みにより、手話による年金相談を行っています。 |
|----------|-----------|---|
| 広島東年金事務所 | 10月13日(水) |   |
| 福山年金事務所  | 13時～15時   |   |

# 全国健康保険協会広島支部からのお知らせ

## 経済産業省「健康経営優良法人2022」に申請しましょう！

経済産業省の「健康経営優良法人2022」の申請受付が始まっていますので、積極的に従業員の健康づくりに取り組まれている事業所様は、是非申請をお願いします。※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

### まずは、協会けんぽ広島支部の「ひろしま企業健康宣言」にエントリー

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p><b>STEP 1</b>  詳しくはこちら</p> <p>協会けんぽ広島支部ホームページ掲載の「エントリーシート」をFAXで提出してください。</p> <p>健康経営サポートページ </p> | <p><b>STEP 2</b>  《宣言証》</p> <p>協会けんぽ広島支部から「宣言証」を発行します。社内の応接室への掲示や会社のホームページに掲載してください。</p> | <p><b>STEP 3</b></p> <p>社内での従業員の健康づくりを実施。健康づくり講座も開催しています！（事業所訪問・オンライン）</p> |
|---|--|--|



健康経営優良法人(中小規模法人部門)の申請には「健康宣言」のエントリーが必須です。

健康宣言事業所 **2100社**を超えました！

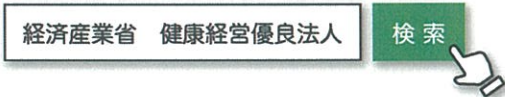
### 経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」の申請へ

| <p><b>健康経営優良法人認定制度とは？</b></p> <p>経済産業省と日本健康会議が、特に優良な「健康経営」を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。健康経営優良法人に認定されると、会社のイメージアップにつながります。</p> <p>健康経営優良法人2021では広島県の中小規模法人部門の認定数は<b>147社</b>と、前年度と比較して飛躍的に増加しています。</p> | <p><b>健康経営優良法人2022のスケジュール</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>申請</th> <th>認定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模法人部門<br/>(ホワイト500含む)</td> <td>令和3年<br/><b>8月30日～10月下旬</b><br/>(健康経営度調査)</td> <td>令和4年<br/>3月頃</td> </tr> <tr> <td>中小規模法人部門<br/>(ブライツ500含む)</td> <td>令和3年<br/><b>8月30日～10月下旬</b></td> <td>令和4年<br/>3月頃</td> </tr> </tbody> </table> | 部門          | 申請 | 認定 | 大規模法人部門<br>(ホワイト500含む) | 令和3年<br><b>8月30日～10月下旬</b><br>(健康経営度調査) | 令和4年<br>3月頃 | 中小規模法人部門<br>(ブライツ500含む) | 令和3年<br><b>8月30日～10月下旬</b> | 令和4年<br>3月頃 |
|---|---|-------------|----|----|------------------------|---|-------------|-------------------------|----------------------------|-------------|
| 部門  | 申請  | 認定          |    |    |                        |   |             |                         |                            |             |
| 大規模法人部門<br>(ホワイト500含む)  | 令和3年<br><b>8月30日～10月下旬</b><br>(健康経営度調査)   | 令和4年<br>3月頃 |    |    |                        |   |             |                         |                            |             |
| 中小規模法人部門<br>(ブライツ500含む)   | 令和3年<br><b>8月30日～10月下旬</b>  | 令和4年<br>3月頃 |    |    |                        |   |             |                         |                            |             |

健康経営優良法人の認定を受けると認定の「ロゴマーク」が使用可能になります。詳細については、経済産業省のホームページをご確認ください。



従業員の健康づくりに積極的な「優良企業」とであると社内外にアピールできます！



### 健康経営優良法人の申請をわかりやすくサポート

協会けんぽ広島支部では健康経営優良法人認定のサポートブックを作成しました。24ページの冊子で各評価項目についてわかりやすく説明しています。ひろしま企業健康宣言にエントリーいただくと宣言証と一緒にお送りしますので、健康経営優良法人の認定に向けて、有効にご活用ください。(既にエントリーいただいている事業所様には9月中旬頃にお送りしています)

お問合せ先 協会けんぽ広島支部企画総務グループ ☎082-568-1014(直通)



## 令和3年度 被扶養者資格再確認にご協力をお願いします

協会けんぽでは、高齢者医療制度への拠出金及び保険給付の適正化を目的として、健康保険の被扶養者になられている方が現在もその状況にあるか確認する被扶養者資格の再確認を毎年度実施しております。

令和3年度につきましては、下記のとおり実施いたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

|                    |  |
|--------------------|--|
| 対象者                | 令和3年4月1日において18歳以上の被扶養者<br>※すべての被扶養者が非該当の場合は、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。   |
| 送付時期               | 令和3年10月下旬から令和3年11月中旬   |
| 再確認の流れ             | ①リストに記載のある対象の被扶養者の方が、健康保険の被扶養者要件を満たしているかご確認ください。<br>②リストに確認結果をご記入ください。<br>③同封の返信用封筒でご提出ください。   |
| 添付書類               | 厚生労働省より再確認業務の厳格化を求められていることから、下記に該当する場合、事実を証明する書類の提出をお願いいたします。<br>○被保険者と別居している被扶養者(学生を除く)→仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類<br>○海外に在住している被扶養者→海外特例要件に該当していることが確認できる書類 |
| 扶養から外れる被扶養者の方がいる場合 | 再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の保険証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。   |
| 提出期限               | 令和3年12月20日(月)  |
| 令和2年度の実績(協会けんぽ全体)  | ○扶養解除者数 約6.8万人<br>○前期高齢者納付金への負担軽減額(効果額) 約1億円   |

ご不明な点等ございましたら、協会けんぽ広島支部までお問い合わせください

## 退職後の保険証回収をお願いします

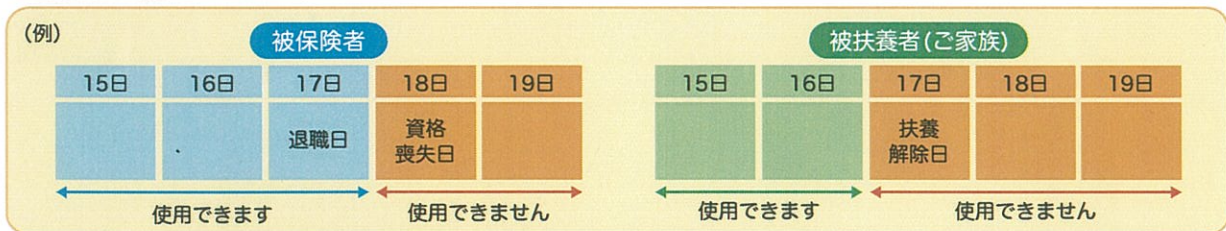
退職や扶養の異動により回収した保険証は、「資格喪失届」や「被扶養者(異動)届」に必ず添付して、日本年金機構へご返却ください。

### ⚠️ 保険証が使用できるのは、退職日までです

退職日の翌日(資格喪失日)から保険証は使用できません。また、被扶養者(ご家族)が扶養から外れた場合は、扶養から外れた当日(扶養解除日)から保険証は使用できません。



退職日の翌日から  
使用できません!



### 保険証の回収は保険料率上昇の抑制になります

資格喪失(扶養解除)後に保険証を使用されると、協会けんぽは本来支払う必要のない医療費を支払うことになり、その結果、保険料率上昇に繋がってしまいます。

資格喪失(扶養解除)後の保険証使用が判明した場合、被保険者の方へ法的措置を含めた医療費の返還請求を行います。保険証の回収にご理解・ご協力をお願いいたします。

お問合せ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)  
〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F  
【ホームページ】 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>



申請書の郵送に  
ご協力ください。



協会けんぽ広島支部は、加入者の皆様の健康増進を図ります!

